

7 予予第 2 3 1 3 号  
令和 8 年 2 月 2 4 日

一般社団法人東京都建築士事務所協会  
会長  
千鳥 義典 様

東京消防庁  
予防部長 伊勢村 修隆  
(公印省略)

#### 予防関係施行文書の公印省略について

日頃から、消防行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東京消防庁では、東京都公文書等の管理に関する条例（平成 2 9 年東京都条例第 3 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、公文書の管理に関する定めを設け、書面交付する予防関係施行文書に原則として公印を押印しているところです。

今般、令和 8 年 3 月 1 日から書面交付する予防関係施行文書（例：検査結果通知書）に押印している公印を省略する運用を開始します。この運用は、交付までに要する時間を短縮し、行政サービスの向上を図ることを目的としています。

なお、許可、認可処分に関するもの等は、従前のおり公印を押印します。

つきましては、本運用についてご理解いただき、別添えのリーフレットにより、関係する方々に周知してさせていただきますようお願いいたします。

また、近日中に東京消防庁ホームページにも本運用について掲載する予定です。

問合せ先

東京消防庁  
予防部予防課予防係 小池 阿部  
電話03-3212-2111 内線4723 4702